

カンボジア縫製業従事労働者の最低賃金について

岡山県カンボジアビジネスサポートデスク (I-GLOCAL Heng Veng Ann)

1.はじめに

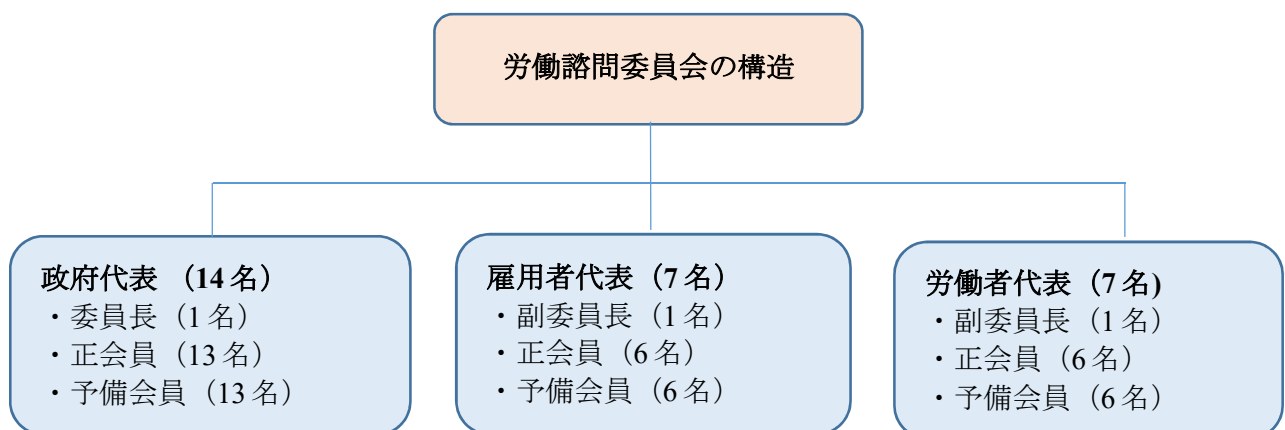
縫製業はカンボジアの主要産業の一つであり、国内の経済発展において重要な役割を果たしている。1991年のパリ平和協定や1993年の総選挙以降、カンボジア政府は縫製業に対する優遇政策を進め、以降、台湾や中国、香港の投資家によって、カンボジア国内に多数の縫製工場が設立されるなど、海外からの投資が増え続けている。縫製業の発展に伴い、労働者の生活水準の向上を目的として、政府は労働者の最低賃金の改定を毎年行い、また、労働法令の改正にも取り組んでいる。そこで本稿では、カンボジアの縫製業に従事する労働者の最低賃金について考察する。

2.最低賃金の決定

カンボジア縫製業、被服業及び製靴業に従事する労働者の最低賃金は、1997年に労働職業訓練省によって施行された労働法により規定されている。最低賃金はカンボジア労働諮問委員会によって、毎年改定の必要性が協議される。労働諮問委員会は、次の三機関によって構成されている。

- ① 政府代表：カンボジア政府
- ② 労働者代表：労働組合 (Labor Union)
- ③ 雇用者代表：カンボジア縫製製造業協会 (GMAC)

労働諮問委員会メンバーは総勢 28 名で構成され、うち委員長 1 名、副委員長 2 名が含まれるが、下記が諮問委員会の各機関の構成図である。



2014年、カンボジア労働諮問委員会は国際労働機関 (International Labour Organization ILO) の支援の下で、労働者の最低賃金を決定する際の要素として、下記の7基準を規定した。

社会的基準	①家族構成
	②インフレ率
	③生計費
経済的基準	④生産性
	⑤国の競争力確保
	⑥国内労働市場の状況
	⑦各産業部門の利益率

2014年6月、上記基準に基づき、労働諮問委員会は最低賃金の改定について、毎年7月から10月に会合を行い協議することを決定した。三者間での協議に先立ち、各機関はまず内部で協議を行い、その後労働者代表と政府代表、労働者代表と雇用者代表、雇用者代表と政府代表といったかたちで、二者間協議を行い、それを踏まえ最終的に三者間で話し合いされ、毎年10月に新しい最低賃金の発表、翌年の1月1日から適用となる。

3. 最低賃金の引上げ率

2019年9月、労働職業訓練省は2020年の縫製業、被服業及び製靴業に従事する労働者の月額最低賃金を、現状の182USDから190USDへ引き上げると発表した。2019年9月中に、最低賃金の引き上げに関して6度の会合が開かれ、労働者代表（労働組合）は195USD、雇用者代表（カンボジア縫製製造業協会 GMAC）は186USD、政府代表は187USDを提案していた。三者協議によって決定された187USDの提案に対して、最終的にフン・セン首相が3USDを上乗せし190USDで決定がなされた。例年は5ドルの上乗せがなされていたが、今年は3USD追加にとどまったかたちとなった。労働者は最低賃金の他に、10USDの皆勤手当、7USDの住宅・通勤手当、その他企業毎の福利厚生を受けることができる。

労働職業訓練省のデータに基づいて、1997年以降から2020年までの最低賃金の引き上げの推移を以下の表にまとめてみた。

「1997年～2020年の最低賃金進化表」

1997年～2020年	月額最低賃金 (USD)	皆勤手当 (USD)	家族手当 (USD)	住宅・通勤手当 (USD)	健康手当 (USD)	合計 (USD)
1997年～1999年	40	無し	無し	無し	無し	40
2000年～2006年	45	5	無し	無し	無し	50
2007年	50	5	無し	無し	無し	55
2008年～2009年	50	5	6	無し	無し	61
2010年	61	5	無し	無し	無し	66
2011年	61	7	無し	無し	無し	68
2012年(1)	61	7	無し	無し	5	73

2012年(2)	61	10	無し	7	5	83
2013年	80	10	無し	7	無し	97
2014年	100	10	無し	7	無し	117
2015年	128	10	無し	7	無し	145
2016年	140	10	無し	7	無し	157
2017年	153	10	無し	7	無し	170
2018年	170	10	無し	7	無し	187
2019年	182	10	無し	7	無し	199
2020年	190	10	無し	7	無し	207

「1997年～2020年の最低賃金の増減率」

1997年～2020年	月額最低賃金 (USD)	前年比の引上げ率 (%)	平均引上げ率 (1997年～2020年)
1997年～1999年	40	0.00%	14.89%
2000年～2006年	45	12.5%	
2007年	50	11.1%	
2008年～2009年	50	0.00%	
2010年	61	22.0%	
2011年	61	0.00%	
2012年(1)	61	0.00%	
2012年(2)	61	0.00%	
2013年	80	31.1%	
2014年	100	25.0%	
2015年	128	28.0%	
2016年	140	9.4%	
2017年	153	9.3%	
2018年	170	11.1%	
2019年	182	7.1%	
2020年	190	4.3%	

上記データによると、1997年～2007まで家族手当は無し、2008年～2009年に6USDの家族手当を追加したが、2010年から当該手当は賃金に含めて支給されることになった。また、1997年～2011年は健康手当が無く、2012年に5USDを支給しているが、2013年に政府は社会保険局の制度を変更して以降、健康手当は労働者への支給するのではなく、雇用者側にその負担を義務付けるようになった。社会保険料は2種類があり、雇用者側の負担額は①健康保険が給与の2.6%、②労働災害保険は0.8%で計算される。

2010年～2012年の間、最低賃金が61USDにとどまっていたものの、2013年以降毎年最低賃金は引き上げられており、特に2015年までの3年間においては10%以上の上昇率を示していることがわかる。上記7つの基準が導入されてからは少しずつ上昇率も落ち着きを見せ、近年は低調な引上げ率になっているものの、周辺諸国と比較しても、例えば隣国ベトナム

ムの2020年の最低賃金は約190USD（ハノイやホーチミンなどの第1地域）と発表されており、ほぼ同水準であることがわかる。

4. 終わりに

カンボジアの主要産業である縫製業の賃金は、国内全ての産業の基準ともなる為、賃金改定の協議やその動向には毎年大きな注目が集まる。最低賃金は毎年引き上げられており、それに伴い企業側の負担が年々増しているのも事実である。カンボジア政府としても、労働者保護やその生活水準の向上に向けて賃金の改定や労働法の改正に取り組む一方で、最近では世界最多と言われる祝日の削減や電気料金の値下げなど、企業側の負担軽減に向けた改革も行っている。周辺諸国と比較すると高い引上げ率を維持するカンボジアの最低賃金であるが、海外からの投資増加や他国との競争力を高めていく上で、賃金の上昇率を抑制していくのではといった見方もあり、今後、政府としてどのような改革がなされるのか注視していきたい。

5. 参考文献

1. shorturl.at/dgj16
(カンボジア労働省のウェブサイト：1997年～2020年の最低賃金の規定)
2. shorturl.at/BDKS2
(カンボジア労働省のウェブサイト：労働諮問委員会の構造)
3. shorturl.at/rsxyQ
(労働法の改正のセミナー開催のアナウンス)
4. <https://www.phnompenhpost.com/national/minimum-wage-set-190-2020>
(プノンペンポスト情報、2020年の最低賃金決定について)

【岡山県ベトナム・カンボジアビジネスサポートデスク】

<<日本国内デスク（株式会社 I-GLOCAL 内）>>

【所在地】：東京都中央区銀座1丁目18番2号 辰ビル7F

【担当者】：鎌塚 麻由子（かまづか まゆこ）

<<ベトナム/ホーチミン現地デスク（I-GLOCAL ホーチミン事務所内）>>

【所在地】：14th Floor, TNR Tower, 180-192 Nguyen Cong Tru Street, District 1,
Ho Chi Minh City, Vietnam

【担当者】：鈴木 友紀（すずき ゆき）

<<ベトナム/ホーチミン現地デスク（I-GLOCAL ハノイ事務所内）>>

【所在地】：Room 1206, 12th Floor, Indochina Plaza Ha Noi Tower ,
241 Xuan Thuy Street, Cau Giay District., Ha Noi, Vietnam

【担当者】：牛尾 俊介（うしおしゅんすけ）

<<カンボジア現地デスク (I-GLOCAL カンボジア事務所内) >>

【所在地】：13th Floor, Phnom Penh Tower, #445, Monivong Blve (St.93/232), Sangkat Boeung Pralit, Khan 7 Makara, Phnom Penh, Cambodia

【担当者】：Mak Brathna(マク・ブラタナ)

※ デスクのご利用にあたっては、「岡山県ベトナム・カンボジアビジネスサポートデスク」利用の手引きをご覧のうえ、まずは岡山県産業企画課マーケティング推進室(086-226-7365)までご相談ください。